て防音シートの設置等により環境基準等を満足するとされていることから、起業者は当該措置を講ずることとしている。また、起業者は、低騒音・低振動型機械を使用して工事を実施し、さらに、粉じんの発生を抑制するため、粉じんについては、必要に応じて散水することとし、加えて工事に起因する水質汚濁防止のため、汚濁防止膜を設置するなど周辺の生活環境等に配慮することとしている。

また、起業者は平成13年に任意で動植物に関する調査等を実施しており、その後新たに得られた知見を踏まえ、平成24年10月に環境影響評価法等に準じて任意で動植物に関する調査等の照査を実施したところ、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における天然記念物であるツシマテン、文化財保護法における天然記念物及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるツシマヤマネコ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅰ類として掲載されているシイノミミミガイ、絶滅危惧ⅠＢ類として掲載されているウナギ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているメダカ、ゴマハゼ、タケノコカワニナ、ウラギンスジヒョウモン、ウラナミジャノメその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が確認されている。

これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない又は小さいとされた種以外のものについては、保全措置の実施により影響が回避・軽減されると予測されている。主な保全措置としては、シイノミミミガイ及びタケノコカワニナについては、生息環境の維持を図るため、河床の石を護岸付近に置石し、湿った泥部を作り、ヨシ帯を保全することとしている。ツシマヤマネコについても、工事において環境保全型ブロックを使用し、水域から陸域までの連続性を確保することとしている。また、工事中は工事車両によるツシマヤマネコの交通事故が発生しないよう、工事車両の運転に十分注意することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されていない。なお、工事の実施にあたり、文化財等が確認された場合、起業者は長崎県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、河道が狭小なことから流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い本件区間について、その被害の解消を図ることを目的として河川改修を行うものであり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、申請のあった河床掘削及び河道拡幅案（以下「申請案」という。）と、河道拡幅案について検討が行われている。両案を比較すると、申請案は、河床を掘削することから、環境に与える影響は大きいものの、必要な措置を講ずることで影響を最小限に抑えられること、取得必要面積が少ないこと、法面工が小規模となること、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに本体事業の施行に伴う市道付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、河道が狭小なことから流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い本件区間について、その被害を解消し、流域住民の生命及び財産を保全するため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、沿川の自治体の長である対馬市長等から本件事業の整備促進に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　長崎県対馬市役所

○北海道開発局告示第百七十四号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条の規定に基づき、常呂川水系常呂川及び無加川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、北海道開発局及び同局網走開発建設部に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成二十二年六月十一日北海道開発局告示第七十号及び第七十一号は、廃止する。

平成二十八年六月三十日　北海道開発局長　今　出　人

○北海道開発局告示第百七十五号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条の規定に基づき、尻別川水系尻別川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、北海道開発局及び同局小樽開発建設部に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成二十四年三月二十九日北海道開発局告示第五十四号は、廃止する。

平成二十八年六月三十日　北海道開発局長　今　出　人

○北海道開発局告示第百七十六号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条の規定に基づき、石狩川水系のオサラッペ川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、北海道開発建設部に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成二十二年十二月七日北海道告示第百四十二号は、廃止する。

平成二十八年六月三十日　北海道開発局長　今　出　人

○北海道開発局告示第百七十七号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条の規定に基づき、鵡川水系鵡川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、北海道開発建設部に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成二十一年一月三十一日北海道告示第八号は、廃止する。

平成二十八年六月三十日　北海道開発局長　今　出　人